

メール送付のみ

事務連絡

令和5年6月15日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
専務理事 松崎 宏則

### 貨物自動車運送事業法の時限措置の延長について

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年3月までの時限措置とされている「荷主対策の深度化」と「標準的な運賃」を「当分の間」延長する貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が、6月1日（木）の衆議院本会議に続き、6月14日（水）の参議院本会議で可決、成立されましたので、ご連絡させていただきます。

公布については、6月16日（金）の閣議で公布が決定され、即日公布、施行される予定です。

引き続き、トラック運送業界の働き方改革実現のため、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

以上

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037

# 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(概要)

## 改正の目的

- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制を見据え、平成30年の議員立法において時限措置として、「標準的な運賃」と「荷主対策の深度化」の制度を創設
- 一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、労働条件を改善し、担い手を確保するための取組は道半ば
- 働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、「標準的な運賃」や「働きかけ」等の制度を継続的に運用することが必要

## 改正の概要

現行

【時間外労働規制が適用される(令和6年3月)までの時限措置】

### 荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る国土交通大臣による荷主への働きかけや要請等の規定

違反原因行為を荷主がしている  
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること  
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善  
されない場合

働きかけ

要 請

勧告・公表

### 標準的な運賃

運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標としての「標準的な運賃」制度(令和2年4月告示)

⇒セミナーや各種協議会による周知・浸透

改正後

上記について「当分の間」の措置とする